

令和4年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

<本年の給与報告・勧告のポイント>

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差 612 円 (0.15%) を解消するため、給料月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.10 月分)、引上げ分は勤勉手当の支給月数に反映

1 民間給与との較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
395,602 円	394,990 円	612 円 (0.15%)

- (注) 1 本市職員は行政職、民間は行政職に相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較(新規採用者を含まない。)
- 2 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の病院を除く市内民間事業所382事業所から、無作為抽出された149事業所

2 勧告の内容

(1) 本年の給与改定について

月例給について

ア 行政職給料表

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、若年層に重点を置いた改定

イ その他の給料表 行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮した改定

ウ 実施時期 令和4年4月1日

3 報告の内容

(1) 本年の給与改定について

期末・勤勉手当(ボーナス)について

民間の支給月数(昨年8月～本年7月)は4.41月であるため、国に準じて期末・勤勉手当の支給月数を年間4.40月とし、引上げ分は勤勉手当への反映が適当(職員の昨年実績4.30月)

(2) 人材確保について

当委員会においては、より効果的な情報発信に取り組むとともに、任命権者においては、働き続けたいと思われる魅力ある勤務環境づくりに引き続き取り組まれない。

(3) 人材育成について

若手から高齢期までの職員一人一人が、各々の役割を担いながら、能力を発揮し、成長していくことができるよう、「北九州市人材育成基本方針」に掲げる取組を着実に推進されたい。

(4) これからの人事・給与制度について

引き続き、人事評価制度の定着及び適切な実施を図るとともに、本市の実情に即した評価制度等について調査・研究されたい。

(5) 障害者雇用について

それぞれの障害特性や個性に応じて、能力を有効に発揮できるよう、合理的配慮に対する理解を浸透させていくとともに、勤務環境の整備にも取り組むなど、引き続き調査・研究を進められたい。

(6) 定年の引上げについて

円滑に制度が運用できるよう必要な準備を着実に進め、定年引上げ完成時に向けた更なる措置等の取組について、本市の実情に即した調査・研究を進められたい。

(7) 本市職員の働き方について

ア ワーク・ライフ・バランスの推進について

テレワーク等の広がりに伴う勤務時間管理の複雑化への対応等、想定される課題の検討を十分に行い、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を推進されたい。

イ 時間外勤務の削減について

時間外勤務の上限時間を遵守することはもとより、上限規制が適用されない特例業務に係る要因の整理、分析及び検証を十分に行うとともに、一部の部署や職員に負担が集中することのないよう適切なマネジメントを行い、業務量に応じた人員配置に努める必要

ウ 教職員の長時間労働の改善について

学校現場の特殊性も踏まえ、更なる業務の効率化や業務分担の見直しを進め、教職員が本来の業務に注力し、児童・生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境の整備に取り組まれたたい。

エ 女性職員の活躍推進について

多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化及び、柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進めていくことが重要

(8) 心の健康づくりについて

メンタルヘルス研修によるセルフケアやラインケアの推進など、職員が心身ともに健康で、安心して働き続けられるよう、組織的な取組を更に進められたい。

(9) ハラスメントの防止について

研修等を通じ、誰もがハラスメントの当事者になり得るとの認識を浸透させるとともに、相談に対しては、組織の問題として迅速に対応するなど、引き続きハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

(10) 公務員としての自覚をもって

任命権者においては、引き続き、職員の倫理意識の高揚に努めるとともに、事務の適正な執行を確保し、不祥事の根絶に向けて取り組まれたたい。

職員においても、高い倫理観と自覚を持ち、全体の奉仕者として市民の信頼に応えていただきたい。

【参 考】

<報告・勧告どおり給与改定が実施された場合の本年度の平均年間給与（行政職給料表適用職員）>

改定前	改定後	増減額（率）
642.0万円	647.1万円	5.1万円（0.79%）

（注） 新規採用者を含む。

<人事院給与勧告の概要>

3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 官民給与の較差（921円 0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.10月分）、引上げ分は勤勉手当に配分